平成２１年（フ）第７５１号
新潟市中央区万代５丁目５番12号　市営住宅262号
債務者　泉　　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５９号
新潟市江南区曽野木１丁目21番５―94号
債務者　藤口　文康
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１号
新潟市中央区二葉町３丁目5932番地574　日和山改良住宅Ａ棟134号
債務者　坂爪　生史
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
新潟市西区五十嵐２の町9062番地　第二暁荘202号、前住所新潟市中央区礎町通５ノ町2259番地４　カーサ礎604号
債務者　服部麻衣子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
新潟市秋葉区中新田509番地　２棟101号室
債務者　山崎　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４０号
岐阜県多治見市太平町１丁目22番地　グリーンキャッスル５―Ｆ
債務者　森本　明弘
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２６０号
岐阜県中津川市加子母3491番地　宮洞団地Ａ―５号
債務者　丹羽まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７７号
岐阜県恵那市長島町中野1203番地78
債務者　道之後　勇
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７８号
岐阜県恵那市長島町中野1203番地78
債務者　道之後あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０５９号
大阪府河内長野市南貴望ヶ丘10番11号、前住所大阪市東淀川区豊新３丁目11番３号　メゾンエム202号
債務者　松本　　裕
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２６号
大阪府羽曳野市西浦1433番地の３、前住所大阪府東大阪市高井田西１丁目１番37号
債務者　三木　裕明
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４５号
堺市北区新金岡町２丁３番４―207号
債務者　小笠原美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４９号
堺市北区金岡町60番地　大阪府営大泉緑地内自立支援センターおおいずみ、前住所堺市西区浜寺石津町西４丁15番36号　田中コーポ205号
債務者　田中　　造
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７７号
堺市中区八田北町495番地３　ルミエールあぜくら102号
債務者　ナニワエクスプレスこと　松本　康成
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７８号
堺市南区桃山台３丁２番１―808号
債務者　小野純治こと　小野ジャンヌ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１０号
堺市北区北長尾町２丁２番９号　高山マンション101号
債務者　松下　勝男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９１１号
堺市北区北長尾町２丁２番９号　高山マンション101号
債務者　松下美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係